

第 1 章 総 則

1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）の規定等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の規模、用途等の特性に応じた安全対策の向上を図るために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（本基準内では☒で表示）については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力があって実現されるものであることを前提としなければならない。

そのため、職員は関係者等に、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該指導事項については、指導経過等を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないように留意する必要がある。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 条例とは、福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）をいう。
- (7) 条則とは、福岡市火災予防規則（昭和 50 年福岡市規則第 43 号）をいう。
- (8) 予防規程とは、福岡市火災予防規程（昭和 50 年福岡市消防局告示第 1 号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (11) 建基則とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建築省令第 40 号）をいう。
- (12) 建基市条例とは、福岡市建築基準法施行条例（平成 19 年福岡市条例第 29 号）をいう。

- (13) 建基市細則とは、福岡市建築基準法施行細則（昭和46年福岡市規則第83号）をいう。
- (14) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (15) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (16) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (17) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- (18) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (19) 防火戸とは、防火設備のうちの防火戸をいう。
- (20) 特定防火戸とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (21) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (22) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (23) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (24) 防災センター等とは、規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。